

社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会

# 地域福祉実践計画

「ともに支え合う、

安心・安全・福祉のまちづくり」

令和 4 年度  令和 5 年度



## 地域福祉実践計画とは

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会(社協)が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体としての役割と社会的責任を果たすために、今後の対応方針・活動方針を地域住民の皆さんに明らかにする計画です。

## 地域福祉実践計画（本編冊子）に掲載されていること

本実践計画の策定は、本市が策定している地域福祉計画が令和5年度までであることから、次期計画は行政機関と民間事業者が連携や役割分担する関係を強め、将来における本市の福祉行政を行政機関と一体となつての「地域づくり」の基礎となるための計画づくりと位置づけ、時代に即した住民が望む“まちづくり”を目指していきます。

本編冊子には、計画の策定に当たつての本協議会と福祉施策の動向を振り返りつつ、これまでの地域実践計画の経緯をはじめ、概要から地域の現状と課題、これまでの計画の具体的な取り組み内容を記載の他、社会福祉協議会の役割の主な事業を掲載しています。

本概要版は、本編冊子をまとめたものになりますので、本編冊子をご覧になりたい方は、稚内市社会福祉協議会までお越しいただくか、ホームページをご覧ください。



また本実践計画では、SDGsが目指す目標が地域福祉の推進に寄与するものと捉え、私たち社会福祉協議会は視点を換え、さまざまな地域福祉サービスの提供を行う企業として地域の皆さんが共に支え合い、いつまでも安全・安心なまちで暮らせるような地域をつくるための地域活動に取り組むことがSDGs実現に向けてのゴールに繋がっていくと考え、6つの目標を示しています。(本編冊子に掲載)

**会員制加入(会費)にご理解とご協力をお願いします！**

稚内市社会福祉協議会は地域住民の皆様、法人や団体の皆様にご参加いただきながら地域福祉の推進を進めています。

基本計画1：地域の課題を発見・共有し、  
解決していくための仕組みづくり

○重点推進項目（具体的な事業）

- 町内会における高齢者等の見守り体制の整備・充実・強化をします
  - ・福祉委員活動費助成事業、ふれあいランチ事業、生活支援コーディネーター事業など
- 市内居住している高齢者・障害者の権利を擁護します
  - ・法人後見事業、権利擁護サポート事業、日常生活自立支援事業など
- 策定した実践計画の評価をします
  - ・地域福祉実践計画評価事業及び次期計画についての打ち合わせ準備を進める

基本計画2：住民一人ひとりの生活課題を受け止め、  
解決していくための体制づくり

○重点推進項目（具体的な事業）

- 高齢者・障害者の地域生活を支えます
  - ・ケアプラン作成事業、訪問介護事業、人材確保の為の活動展開、障害者の計画相談作成及び調査業務、介護事業研修
- 生活のあらゆる相談に応じ解決に導きます
  - ・ふれあい総合相談事業など
  - 生活困窮者等の最後の砦機能として関係機関と連携して活動します
    - ・生活福祉資金貸付事業、生活資金の貸付事業、特別生活資金の貸付事業及び生活困窮者自立促進事業など

地域福祉実践計画  
令和4年～令和5年

基本目標

ともに支え合う  
安心・安全・福祉のまちづくり

基本計画3：地域づくりを主体的に担う人づくり

○重点推進項目（具体的な事業）

- ボランティア活動の充実とマンパワー育成につとめます
  - ・ボランティアセンター運営事業、福祉団体活動助成事業、防災ボランティア講座、活動保険加入手続など
- 赤い羽根共同募金を活用した事業をします
  - ・団体助成、ふくしフェスタ開催、社協広報誌、ホームページ維持管理、社会福祉大会開催など
- 歳末助け合い助成金を活用した事業をします
  - ・歳末助け合い運動及びまごころの支給、ひとり暮らし除雪サービスなど
- 社協愛情銀行を活用した事業をします
  - ・老人の杖助成、車椅子貸出、災害見舞金支給、無収入者見舞金事業、愛の小箱など
- 福祉関係団体とのネットワークを推進します
  - ・福祉団体の事務局運営、行事用テントの貸出、その他ボランティア団体への協力

基本計画4：課題に柔軟に対応し、  
解決していくための組織づくり

○重点推進項目（具体的な事業）

- 社協活性化の推進と社協役員体制の強化と事務局機能の充実につとめます
  - ・社協会員の加入促進（社協会費）、三役会、理事会、評議員会開催、役員研修会など
- 財政の確立と財源確保につとめます
  - ・公費補助及び共同募金助成金の増強、全戸会員会費制度の推進の強化、社会福祉資金の増強など
- 生活困窮者等の最後の砦機能として関係機関と連携して活動します
  - ・ふれあい生活支援事業、総合福祉センター、老人福祉センター、在宅介護支援センターの管理運営